

中山間地域外部人材活用支援企画運営業務 委託仕様書

1 業務の名称

中山間地域外部人材活用支援企画運営業務

2 事業目的

中山間地域外部人材活用支援事業は、本県の中山間地域で経営活動を行う中小企業等が、外部人材活用という新たな手法により、経営課題解決や新分野への挑戦を行うことで、地域産業の活性化と関係人口の増加を目指すものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容等

令和2年度より、中山間地域における外部人材の認知度向上と活用に向けた意識啓発を目的としたセミナーを開催しており、認知度の向上にはつながっているものの、実際の活用数は低位に推移している。

本業務は、外部人材活用に向けた行動変容を促し、外部人材の活用数を増やすための適切な伴走支援（人材マッチング支援等）を行うものである。

【用語説明】

外部人材：業務委託（請負契約や準委任契約）を企業や個人と結び、自身のスキルや知見を売り物として価値提供を行う人々。副業、兼業（フリーランス等）人材。

中小企業等：本県中山間地域に本社・事業所等を置く中小企業、一部事務組合や、農業協同組合等の公共的団体を本業務の対象とする。

地域経済団体等：商工会議所、商工会、金融機関等の関係団体、地域の企業等と日常的に接点を有する市町も含めるものとする。

（1）業務の内容

	内容及び留意事項
対象市町	<p>【全域中山間地域】府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町</p> <p>【一部中山間地域】広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市</p>
成果目標	<ul style="list-style-type: none">● セミナー参加企業数 <u>210団体</u> ※ 上記団体数を受け入れ可能な体制（実施・広報等）を構築すること● 学習会実施地域経済団体等 <u>10団体（市町は除く）</u>● 外部人材の活用に取り組む意向のある企業の割合：<u>50%以上</u> ※ アンケート集計結果による。● セミナー等を契機に、外部人材を活用する中小企業等：<u>17社以上</u>

<p>業務内容</p>	<p>(1) 中小企業等に対する活用支援</p> <p>ア セミナーの開催</p> <p>県内各地域で、中小企業等を対象にセミナー（原則対面）を開催する。開催に当たっては、各地域経済団体等と事前に連携・調整し、開催方法や内容等、県と協議の上、進めること。</p> <p>必要に応じて、参加者の確保に向けた各種広報媒体も活用すること。</p> <p>セミナー資料は、活用までの工程や費用感などを明示するとともに、未活用の中小企業等がイメージしやすいよう、効果的なコンテンツとすること。</p> <p>その他、行動変容につながる効果的な方策をとること。</p> <p>イ アンケートの実施</p> <p>参加者へのアンケート調査により、認知度の定着状況及び活用意向を把握するとともに、活用に至らない要因等の分析を行うこと。分析結果は、県及び地域経済団体等に共有し、次回以降のセミナーに反映させること。</p> <p>ウ 活用に向けた伴走支援</p> <p>セミナー参加企業等を中心に、活用に向けた伴走支援を行う。支援対象リストを作成し、求人内容やマッチング状況、その後の経緯等について、県及び地域経済団体等が把握できるようなフォローバック体制をとること。リスト作成に当たっては、必要に応じて地域経済団体等と協議して進めること。</p> <p>(2) 地域経済団体等へのサポート</p> <p>ア PR資料の作成</p> <p>県や地域経済団体等が、中小企業等に対し、外部人材の活用を勧めるためのPR資料を作成する。作成に当たっては、地域経済団体等と事前に調整の上、活用事例や利用可能な補助金の情報など、有益な支援内容も盛り込むこと。また、県内の活用事例など企業が身近に感じができるものとなるよう最大限配慮するとともに、委託期間中に活用事例を蓄積して取りまとめること。</p> <p>イ 学習会の開催</p> <p>地域経済団体等を対象とした学習会を開催する。</p> <p>学習会の内容は、地域経済団体等が中小企業等に向けて外部人材の活用を勧める意欲を持つものとし、中小企業等から相談を受けた際に、必要に応じて外部人材の活用を具体的に提案できるよう、実際の活用に即した内容とすること。</p> <p>ウ 地域経済団体等に対するフォロー</p> <p>地域経済団体等から相談があった際に、隨時、相談対応・フォローができるよう体制を整えること。</p> <p>(3) 効果測定</p> <p>中山間地域外部人材活用支援事業の効果を検証し、次年度の方向性検討に資するため、他地域や過去の活用事例（課題・ミッション、マッチング人材の概要、活用成果、企業からの評価等）をヒアリングする。</p> <p>ヒアリングに当たっては、県及び地域経済団体等と連携して行うこととし、得られた内容を基に、本事業の効果（経済効果含む）及び課題について取りまとめること。</p> <p>なお、ヒアリング対象については、県と協議して選定する。</p>
-------------	--

(2) 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- ・ 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県地域政策局中山間地域振興課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

5 実績報告

(1) 月次報告書

毎月翌月 10 日までに、事業実施内容や成果目標に対する進捗を記述して提出すること。特に、中小企業や地域経済団体等の相談に応じた場合は、団体名、相談内容、アドバイス内容等報告し、その経過も含めて提出すること。その他、必要に応じて開催される県とのミーティング内容をまとめるここと。

(2) 業務完了報告書

業務完了日から 15 日以内に、報告書（電子データ）を提出すること。報告書には、事業目的、概要のほか、目標に対する達成状況、評価、課題分析等、打合議事録等を添付すること。また、アンケートの最終集計・分析結果も添付すること。

6 成果物の帰属

本業務により作成した成果物は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

7 秘密保持

受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

受託者は、本業務で知り得た県、市町担当者、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先

ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- ・ 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって、不正確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- ・ 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。